

広島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年九月一日までの間、縦覧に供する。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高根島線	尾道市瀬戸田町高根字駒越二〇八三七番一地从先から尾道市瀬戸田町高根字駒越二〇八三七番一地从先まで	令和四年八月一日